

周南市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

周南市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日 提出

周南市長 藤井律子

周南市印鑑条例の一部を改正する条例

周南市印鑑条例（平成15年周南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」を「昭和42年法律第81号。以下「法」という。」に改める。

第3条中「印鑑登録申請書に」の次に「登録を受けようとする」を、「自ら」の次に「持参して」を加える。

第4条第2項ただし書中「当該登録申請者」を「申請者」に、「代理人により持参する」を「代理人に持参させる」に改め、同条第3項第2号中「登録申請者」を「申請者」に、「登録されている」を「登録を受けている」に改める。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第5条第2項第2号中「氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表

されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項中「記載して印鑑を」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項に次の1号を加える。

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

第8条本文中「添えて、」の次に「自ら持参して」を加え、同条ただし書中「直接申請」を「自ら持参して申請することが」に改める。

第10条第1項中「印鑑登録廃止届書」を「印鑑登録廃止申請書」に、「市長に届け出」を「自ら持参して市長に申請し」に改め、同条第2項中「登録されている」を「登録を受けている」に、「印鑑登録廃止届書」を「印鑑登録廃止申請書」に、「市長に届け出」を「自ら持参して市長に当該印鑑の登録の廃止を申請し」に改め、同条ただし書中「直接申請」を「自ら持参して申請することが」に改め、同条に次の1項を加える。

3 代理人が前2項の申請をした場合は、郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録者に対して文書で照会し、当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するものとする。

第11条第1号中「届出」を「申請」に改める。

第14条第1項中「登録しよう」を「登録を受けよう」に改め、「自ら」の次に「持参して」を加え、同条第2項中「印鑑登録証明書発行保護廃止届」を「印鑑登録証明書発行保護廃止申請書」に、「市長に届け出」を「持参して市長に申請し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の周南市印鑑条例の規定は、この条例の施行の日以後の申

請に係る印鑑の登録及び証明について適用し、同日前の申請に係る印鑑の登録及び証明については、なお従前の例による。